

マイナンバー制度 が始まります



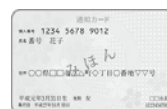
Vol.3

今年10月から順次、住民票の住所に個人番号(以下「マイナンバー」)が記載された「通知カード」が送付されますので、誤って破棄したり、紛失したりしないよう大切に保管してください。
※再発行には手数料がかかります(予定)

「通知カード」とは?

「通知カード」は、住民票の住所に世帯主あての簡易書留で送付されます。「通知カード」には、住民票に登録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と、「マイナンバー」などが記載されていますので、実際のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。▲ **通知カードは転送されません**

- 送付物
- 「通知カード」(世帯人数分) ※紙製のカード
 - 「個人番号カード」の交付申請書(世帯人数分)と送付用封筒
 - 案内文書



▲表面



▲裏面

「通知カード」を使うときは?

行政機関の窓口などでマイナンバーの提示を求められた際に使用します。ただし本人確認を行うには、ほかに本人を確認する書類(運転免許証など)の提示が必要です。

なお、「マイナンバーの提示」と「本人確認」を同時に行えるようにするには、「通知カード」に代えて「個人番号カード」の交付を受ける必要があります。▲ **下記の申請をしなければ「個人番号カード」の交付は受けられません**

「個人番号カード」の申請方法

- ①交付申請書の郵送による申請 ②スマートフォンなどによるWEB申請

申請すると、平成28年1月以降に「個人番号カード」の交付が受けられます。なお「個人番号カード」は1枚で「マイナンバーの提示」と「本人確認」ができ、公的な身分証明書として使用できます。



▲表面



▲裏面

被災者・DV被害者などの方へ

次のように「やむを得ない理由」があり、実際にお住まいの場所(居所)へ住民票を異動することができず、「通知カード」を受け取ることができない場合、申請により通知カードの送付先を居所へ変更できます。

●申請が必要な方

- ・東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方
- ・DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住民票を異動できずに別の場所にお住まいの方
- ・医療機関・施設などへの長期の入院・入所が見込まれ、かつ、住民票の住所には誰も居住していない方

●申請方法 次の書類を住民票のある市区町村窓口へ持参または郵送してください。

- ・「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- ・居所に居住していることを証明する書類(公共料金の領収書など)
- ・代理人の代理権を証明する書類(委任状など)【代理人が申請する場合】
- ・代理人の本人確認書類(運転免許証など)【代理人が申請する場合】

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」は、市区町村窓口、総務省(HP http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)、配偶者暴力相談支援センターや警察署、法テラスなどの相談機関で入手できます。

- 申請期間 **8/24(月)～9/25(金)**
持参または郵送必着

もっと
詳しい
情報は?

マイナンバー制度について不明な点やより詳しい情報を知りたいときは下記でご確認ください。

☎ **0570・20・0178** (外国語は ☎0570・20・0291)

内閣官房HP「社会保障・税番号制度」 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

20%の
プレミアム
付き!

石狩市プレミアム付商品券 2次販売の購入申込 受け付け中



- H27/7/20時点で石狩市の住民基本台帳に登録されている世帯が対象です。
- 1冊1万円(1,000円×12枚つづり)で、1世帯当たり最大10冊まで購入の申し込みができます。※申込多数の場合は、多子世帯を優先した抽選を行います
- 多子世帯(中学生以下の子どもが複数いる世帯)への割引券を送付します。
※中学生以下の子どもの人数から1人を差し引いた数×2,000円分の割引券を
購入引換券と一緒に送付します(9/18(金)に発送します)
※割引額は購入総額に対する割引額です

購入までのスケジュール

8/24(月)	案内状の送付 ※送付済
8/25(火)	購入申込受け付け
9/9(水)	
9/18(金)	購入引換券・割引券の発送
9/29(火)	購入期間 ※表を参照
10/5(月)	

購入日・場所・時間

9/29(火)~10/2(金)・10/5(月)	石狩商工会議所(花川北6・1)	10時~16時
9/29(火)~10/4(日)	石狩北商工会厚田本所(厚田区厚田47)	10時~16時
	石狩北商工会浜益支所(浜益区浜益2・3)	10時~16時
10/3(土)	花川南コミセン(花川南6・5)	10時~16時
	八幡コミセン(八幡2)	10時~12時
	石狩市観光センター(親船町107)	14時~16時
10/4(日)	市役所1階ロビー(花川北6・1)	10時~16時

ご注意ください

- ◎1次販売の引換券および割引券は使用できません
- ◎商品券を使用した場合、おつりは出ません
- ◎商品券の転売・譲渡はできません
- ◎詳細は送付済みの案内状をご覧ください

問合せ

※ともに平日のみ
9時~17時

《商品券に関すること》 石狩市プレミアム付商品券発行事業実行委員会事務局
石狩商工会議所 ☎72・2111 または 石狩北商工会 ☎78・2513
《割引券に関すること》 こども家庭課(割引券担当) ☎72・3116

2015 いしかり消費者まつり

「賢い消費者をめざして」~石狩発!地産地消!~

日時 9/26(土) 10時~15時 場所 花川北コミセン(花川北3・2)



プログラム

- ★リサイクル品などのバザー
★石狩産野菜の販売
★固形石けん販売(煮洗い石けん実演コーナー)
★安全布巾販売
★三陸品販売

催し
コーナー

- ★手打ちそば(道産粉)
★コーヒー

実演
コーナー

- ★包丁研ぎ ほか

飲食
コーナー

アトラクション

- ★石狩翔陽高等学校(石狩太鼓局) 11時~
★樽川中学校吹奏楽部 12時30分~
★花川南フラスーケル 13時10分~
★花川南中学校吹奏楽部 13時45分~

子ども
コーナー

- ★綿あめ
★ポップコーン
★清涼飲料水づくり
★スタンプラリー

お楽しみ抽選会

14時30分から
抽選会を実施します。
抽選券は14時まで
配布しています!

消費者協会による
啓発・活動展示コーナー

- ★消費者被害を防止するための啓発パネル展示
★消費者相談対応冊子の配布
★消費者協会の活動紹介
★小物グループの作品展示と販売と体験
★相談コーナー ★ミニ講座

共催 石狩消費者協会、石狩市 後援 (一社)北海道消費者協会 問合せ 石狩消費者協会 ☎72・2432